

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第67回理事会

平成15年2月

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
(アジア女性基金)

〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-7-6 相互九段南ビル
TEL: 03-3514-4071 FAX: 03-3514-4072
Home Page: <http://www.awf.or.jp> e-mail: dignity@awf.or.jp

基総 第 92 号
2003 年 1 月 28 日

理事 各位

書面表決による第 67 回理事会の開催について

見出しのことについて、当財団の事務所移転により住所が変更いたしました。

これに伴い、当財団の「寄附行為」の変更について理事会及び評議員会の議決を経て、外務大臣へ変更認可の申請をする必要があります。

そこで、本来理事会を別途招集すべきところ、基金事務遂行上、早急に変更手続きを要する事情にあるため、ここに書面により審議をいただきたく、お手数をおかけし誠に恐縮ですが、別紙議案に対し表決をお願い申し上げます。

理事長 村山 富市
事務局長 伊勢 桃代

第 67 回理事会開催

平成 15 年 1 月 28 日

各理事 書面表決

議題

寄附行為一部変更について

提案理由

当財団の事務所移転により住所が変更したことに伴い、寄附行為第 2 条第 1 項に定める本基金の主たる事務所を議案のように整備する必要があるため

議案

1. 寄附行為第 2 条第 1 項の「東京都港区赤坂 2 丁目 17 番 42 号」を「東京都千代田区九段南 2 丁目 7 番 6 号」に改める。

採決 (別紙)

書面表決表に記入の上、返送方お願いいたします。

(抄)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この財団法人は、財団法人女性のためのアジア平和国民基金と称し、アジア女性基金 (Asian Women's Fund) と略称する (以下この寄附行為において「本基金」という。)。

(事務所)

第2条 本基金は、主たる事務所を東京都港区赤坂2丁目17番42号に置く。

2 本基金は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 本基金は、国内外に女性の名誉と尊厳を守ることの重要性を啓発するとともに、女性の名誉と尊厳を侵害する行為を防止し、これらの行為が行われることのない国際社会を築くための事業を行い、もって、平和で自由かつ人権の尊重される社会の構築とアジア近隣諸国等と我が国との友好に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本基金は、前条の目的を達成するため、国内外において、次の事業を行う。

- (1) 女性の名誉と尊厳を守ることの重要性に関する普及、啓発
- (2) いわゆる元従軍慰安婦の方々に国民的な償いを表す事業の実施
- (3) 女性の名誉と尊厳を侵害する犯罪などの行為を防止する事業及び女性の名誉と尊厳を尊重する社会を築こうとして行われる事業の実施又はその支援
- (4) 医療の充実、福祉の増進、社会的地位の向上等名誉や尊厳を侵害された女性を救済する事業の実施又はその支援
- (5) 女性の名誉と尊厳を侵害する行為の実態又は女性の名誉と尊厳を尊重する社会を築く方法についての調査研究若しくはその支援
- (6) その他本基金の目的を達成するために必要な事業

2 本基金は、前条の目的を達成するため有益であると認めるときは、前項に掲げる事業につき、政府機関、国際機関その他公益性の高い団体と協力してこれを行うことができる。